

【予防短期入所生活介護事業所府中静和寮】

ご契約者は下記の料金表によって、ご利用者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

【サービス利用料金】（1日あたり標準利用料金）

サービス内容略称	単価	備考	コード
併設短期生活介護Ⅱ1多床室	¥473	1日につき（要支援1）	242115
併設短期生活介護Ⅱ2多床室	¥581	1日につき（要支援2）	242125
個別機能訓練体制加算※1	¥12	1日につき（機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置）	246004
個別機能訓練加算	¥56	1日につき（機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。）	246005
認知症緊急対応加算	¥200	医師が認知症行動・心理症状が認められる利用者の在宅生活が困難と判断し、緊急的な短期入所生活サービス利用を受け入れた場合（加算の算定は7日間を限度とする）	246121
若年性認知症受入加算	¥120	1日につき（若年性認知症の方が短期入所生活介護を利用した場合）	246109
送迎加算※1	¥184	利用者の自宅から当該施設まで、当該職員が送迎した場合（片道につき）	249200
長期利用減算	¥-30	1日につき（連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所を利用している場合において、30日を超える日以降に利用者した日）	-
療養食加算	¥23	療養食を提供した場合	246275
サービス提供体制加算Ⅰイ	¥18	1日につき（介護福祉士の占める割合が60%以上）	246100
サービス提供体制加算Ⅰロ※1	¥12	1日につき（介護福祉士の占める割合が50%以上）	246101
サービス提供体制加算Ⅱ	¥6	1日につき（常勤職員の占める割合が75%以上）	246102
サービス提供体制加算Ⅲ	¥6	1日につき（勤続年数3年以上の占める割合が30%以上）	246103
介護職員処遇改善加算Ⅰ※1		(+所定単位数×5.9%分を加算)	246107
介護職員処遇改善加算Ⅱ		(+所定単位数×3.3%分を加算)	246104
介護職員処遇改善加算Ⅲ		(+所定単位数×3.3%)×90%分を加算)	246105
介護職員処遇改善加算Ⅳ		(+所定単位数×3.3%)×80%分を加算)	246106

【居住費と食費の料金】（食費と居住費は各段階に応じて上記の料金（日額費用）を負担していただきます。）

居住費	利用者負担 第1段階	¥0	食費	利用者負担 第1段階	¥300
	利用者負担 第2段階	¥370		利用者負担 第2段階	¥390
利用者負担 第3段階	¥370	利用者負担 第3段階	¥650		
上記以外の方※1	¥370	上記以外の方※1	¥1,380		

《およその1日の利用料》 ※1のサービスを加算して計算しています。

★ 要支援1の場合

介護保険1割分	居住費	食費	利用料合計額
¥768	¥370	¥1,380	¥2,518

★ 要支援2の場合

介護保険1割分	居住費	食費	利用料合計額
¥882	¥370	¥1,380	¥2,632

※実際にかかる費用につきましては、ご担当のケアマネジャー等にご確認ください。

※公費その他の利用負担軽減等は計算しておりません。

※送迎については、往復した場合で計算しています。

※個別に実施した場合の加算につきましては、利用者ごとに異なります。

※食費については、各食毎 朝200円・昼600円・夕580円での負担となります。

ご契約者は下記の料金表によって、ご利用者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

【サービス利用料金】 (1日あたり標準利用料金)

サービス内容略称	単価	備考	コード
併設短期生活介護Ⅱ1多床室	¥438	1日につき（要支援1）	242115
併設短期生活介護Ⅱ2多床室	¥539	1日につき（要支援2）	242125
個別機能訓練体制加算※1	¥12	1日につき（機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置）	246004
個別機能訓練加算	¥56	1日につき（機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。）	246005
認知症緊急対応加算	¥200	医師が認知症行動・心理症状が認められる利用者の在宅生活が困難と判断し、緊急的な短期入所生活サービス利用を受け入れた場合（加算の算定は7日間を限度とする）	246121
若年性認知症受入加算	¥120	1日につき（若年性認知症の方が短期入所生活介護を利用した場合）	246109
送迎加算※1	¥184	利用者の自宅から当該施設まで、当該職員が送迎した場合（片道につき）	249200
長期利用減算	¥-30	1日につき（連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所を利用している場合において、30日を超える日以降に利用者した日）	-
療養食加算	¥23	療養食を提供した場合	246275
サービス提供体制加算Ⅰイ	¥18	1日につき（介護福祉士の占める割合が60%以上）	246100
サービス提供体制加算Ⅰロ※1	¥12	1日につき（介護福祉士の占める割合が50%以上）	246101
サービス提供体制加算Ⅱ	¥6	1日につき（常勤職員の占める割合が75%以上）	246102
サービス提供体制加算Ⅲ	¥6	1日につき（勤続年数3年以上の占める割合が30%以上）	246103
介護職員処遇改善加算Ⅰ※1		(+所定単位数×5.9%分を加算)	246107
介護職員処遇改善加算Ⅱ		(+所定単位数×3.3%分を加算)	246104
介護職員処遇改善加算Ⅲ		((+所定単位数×3.3%) ×90%分を加算)	246105
介護職員処遇改善加算Ⅳ		((+所定単位数×3.3%) ×80%分を加算)	246106

【居住費と食費の料金】 (食費と居住費は各段階に応じて上記の料金（日額費用）を負担していただきます。)

居住費	利用者負担		食費	利用者負担	
	第1段階	第2段階		第1段階	第2段階
	¥0	¥370		¥300	
	¥370	¥370		¥390	
	¥370	¥840		¥650	
	¥840			¥1,380	

《およその1日の利用料》 ※1のサービスを加算して計算しています。

★ 要支援1の場合

介護保険1割分	居住費	食費	利用料合計額
¥731	¥840	¥1,380	¥2,951

★ 要支援2の場合

介護保険1割分	居住費	食費	利用料合計額
¥838	¥840	¥1,380	¥3,058

※実際にかかる費用につきましては、ご担当のケアマネジャー等にご確認ください。

※公費その他の利用負担軽減等は計算しておりません。

※送迎については、往復した場合で計算しています。

※個別に実施した場合の加算につきましては、利用者ごとに異なります。

※食費については、各食毎 朝200円・昼600円・夕580円での負担となります。

【短期入所生活介護事業所府中静和寮】

ご契約者は下記の料金表によって、ご利用者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

【サービス利用料金】（1日あたり標準利用料金）

サービス内容略称	単価	備考	コード
併設短期生活介護Ⅱ1多床室	¥646	1日につき（要介護1）	212115
併設短期生活介護Ⅱ2多床室	¥713	1日につき（要介護2）	212125
併設短期生活介護Ⅱ3多床室	¥781	1日につき（要介護3）	212135
併設短期生活介護Ⅱ4多床室	¥848	1日につき（要介護4）	212145
併設短期生活介護Ⅱ5多床室	¥913	1日につき（要介護5）	212155
個別機能訓練体制加算※1	¥12	1日につき（機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置）	216004
個別機能訓練加算	¥56	1日につき（機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。）	216005
看護体制加算Ⅰ（空床時算定）	¥4	1日につき（常勤の看護師を配置している場合）	216113
看護体制加算Ⅱ（空床時算定）	¥8	1日につき（看護職員を基準数以上配置しており、協力病院との24時間の連携体制を確保している場合）	216115
医療連携強化加算	¥58	1日につき（利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。など）	216116
夜勤職員配置加算Ⅰ※1	¥13	1日につき（夜勤帯に介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合）	216117
認知症緊急対応加算	¥200	医師が認知症行動・心理症状が認められる利用者の在宅生活が困難と判断し、緊急的な短期入所生活サービス利用を受け入れた場合（加算の算定は7日間を限度とする）	216121
若年性認知症受入加算	¥120	1日につき（若年性認知症の方が短期入所生活介護を利用した場合）	216109
送迎加算※1	¥184	利用者の自宅から当該施設まで、当該職員が送迎した場合（片道につき）	219200
緊急短期入所受入加算	¥90	やむを得ない理由等より、緊急用ベッドを使用した場合（加算の算定は7日間を限度とする）	216282
長期利用減算	¥-30	1日につき（連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所を利用している場合において、30日を超える日以降に利用者した日）	216283
在宅中重度者受入加算4	¥425	訪問看護サービスを利用している在宅の中重度者が、看護体制加算を算定していない事業所においても、なじみの訪問看護師からサービス提供が受けられる体制を確保した場合	216280
療養食加算	¥23	療養食を提供した場合	216275
サービス提供体制加算Ⅰイ	¥18	1日につき（介護福祉士の占める割合が60%以上）	216100
サービス提供体制加算Ⅰロ※1	¥12	1日につき（介護福祉士の占める割合が50%以上）	216101
サービス提供体制加算Ⅱ	¥6	1日につき（常勤職員の占める割合が75%以上）	216102
サービス提供体制加算Ⅲ	¥6	1日につき（勤続年数3年以上の占める割合が30%以上）	216103
介護職員処遇改善加算Ⅰ※1		（+所定単位数×5.9%分を加算）	216107
介護職員処遇改善加算Ⅱ		（+所定単位数×3.3%分を加算）	216104
介護職員処遇改善加算Ⅲ		（（+所定単位数×3.3%）×90%分を加算）	216105
介護職員処遇改善加算Ⅳ		（（+所定単位数×3.3%）×80%分を加算）	216106

【居住費と食費の料金】（食費と居住費は各段階に応じて上記の料金（日額費用）を負担していただきます。）

居住費	利用者負担 第1段階	¥0	食費	利用者負担 第1段階	¥300
	利用者負担 第2段階	¥370		利用者負担 第2段階	¥390
	利用者負担 第3段階	¥370		利用者負担 第3段階	¥650
	上記以外の方※1	¥370		上記以外の方※1	¥1,380

《およその1日の利用料》 ※1のサービスを加算して計算しています。

要介護度：	～要介護1～	～要介護2～	～要介護3～	～要介護4～	～要介護5～
1割負担分：	¥1,160	¥1,231	¥1,303	¥1,374	¥1,442
居住費：	¥370				
食費：	¥1,380				
利用料合計：	¥2,910	¥2,981	¥3,053	¥3,124	¥3,192

※実際にかかる費用につきましては、ご担当のケアマネジャー等にご確認ください。

※公費その他の利用負担軽減等は計算していません。

※送迎については、往復した場合で計算しています。

※個別に実施した場合の加算につきましては、利用者ごとに異なります。

※食費については、各食毎 朝200円・昼600円・夕580円での負担となります。

【短期入所生活介護事業所府中静和寮】

ご契約者は下記の料金表によって、ご利用者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

【サービス利用料金】 (1日あたり標準利用料金)

サービス内容略称	単価	備考	コード
併設短期生活介護Ⅱ1多床室	¥599	1日につき（要介護1）	212115
併設短期生活介護Ⅱ2多床室	¥666	1日につき（要介護2）	212125
併設短期生活介護Ⅱ3多床室	¥734	1日につき（要介護3）	212135
併設短期生活介護Ⅱ4多床室	¥801	1日につき（要介護4）	212145
併設短期生活介護Ⅱ5多床室	¥866	1日につき（要介護5）	212155
個別機能訓練体制加算※1	¥12	1日につき（機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置）	216004
個別機能訓練加算	¥56	1日につき（機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。）	216005
看護体制加算Ⅰ（空床時算定）	¥4	1日につき（常勤の看護師を配置している場合）	216113
看護体制加算Ⅱ（空床時算定）	¥8	1日につき（看護職員を基準数以上配置しており、協力病院との24時間の連携体制を確保している場合）	216115
医療連携強化加算	¥58	1日につき（利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。など）	216116
夜勤職員配置加算Ⅰ※1	¥13	1日につき（夜勤帯に介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合）	216117
認知症緊急対応加算	¥200	医師が認知症行動・心理症状が認められる利用者の在宅生活が困難と判断し、緊急的な短期入所生活サービス利用を受け入れた場合（加算の算定は7日間を限度とする）	216121
若年性認知症受入加算	¥120	1日につき（若年性認知症の方が短期入所生活介護を利用した場合）	216109
送迎加算※1	¥184	利用者の自宅から当該施設まで、当該職員が送迎した場合（片道につき）	219200
緊急短期入所受入加算	¥90	やむを得ない理由等より、緊急用ベッドを使用した場合（加算の算定は7日間を限度とする）	216282
長期利用減算	¥-30	1日につき（連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所を利用している場合において、30日を超える日以降に利用者した日）	216283
在宅中重度者受入加算4	¥425	訪問看護サービスを利用している在宅の中重度者が、看護体制加算を算定していない事業所においても、なじみの訪問看護師からサービス提供が受けられる体制を確保した場合	216280
療養食加算	¥23	療養食を提供した場合	216275
サービス提供体制加算Ⅰイ	¥18	1日につき（介護福祉士の占める割合が60%以上）	216100
サービス提供体制加算Ⅰロ※1	¥12	1日につき（介護福祉士の占める割合が50%以上）	216101
サービス提供体制加算Ⅱ	¥6	1日につき（常勤職員の占める割合が75%以上）	216102
サービス提供体制加算Ⅲ	¥6	1日につき（勤続年数3年以上の占める割合が30%以上）	216103
介護職員処遇改善加算Ⅰ※1		(+所定単位数×5.9%分を加算)	216107
介護職員処遇改善加算Ⅱ		(+所定単位数×3.3%分を加算)	216104
介護職員処遇改善加算Ⅲ		(+所定単位数×3.3%)×90%分を加算)	216105
介護職員処遇改善加算Ⅳ		(+所定単位数×3.3%)×80%分を加算)	216106

【居住費と食費の料金】 (食費と居住費は各段階に応じて上記の料金（日額費用）を負担していただきます。)

居住費	利用者負担 第1段階	¥0	食費	利用者負担 第1段階	¥300
	利用者負担 第2段階	¥370		利用者負担 第2段階	¥390
	利用者負担 第3段階	¥370		利用者負担 第3段階	¥650
	上記以外の方※1	¥840		上記以外の方※1	¥1,380

《おおよその1日の利用料》 ※1のサービスを加算して計算しています。

要介護度：	～要介護1～	～要介護2～	～要介護3～	～要介護4～	～要介護5～
1割負担分：	¥1,110	¥1,181	¥1,253	¥1,324	¥1,393
居住費：	¥840				
食費：	¥1,380				
利用料合計：	¥3,330	¥3,401	¥3,473	¥3,544	¥3,613

※実際にかかる費用につきましては、ご担当のケアマネジャー等にご確認ください。

※公費その他の利用負担軽減等は計算していません。

※送迎については、往復した場合で計算しています。

※個別に実施した場合の加算につきましては、利用者ごとに異なります。

※食費については、各食毎 朝200円・昼600円・夕580円での負担となります。